流山市農業委員会平成30年第6回総会議事録

平成30年6月11日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成30年第6回総会議事録

- 1 期 日 平成30年6月11日(月)
- 2 場 所 流山市役所301会議室
- 3 議長名 水代啓司
- 4 署名委員 2番 金子 孝博 3番 中嶋 清
- 5 出席委員•推進委員(委員11名/推進委員2名)

2番 金子 孝博3番 中嶋 清4番 小菅 康男5番 染谷 一嘉6番 石井 保7番 吉田 達弘8番 岡田 長政9番 山崎 日出男

10番 小嶋 悦子 11番 小倉 節子

12番 水代 啓司

推進委員 小林 常男 推進委員 酒巻 孝美

6 欠席委員•推進委員(委員1名/推進委員2名)

1番 鈴木 亨

推進委員 秋元 正 推進委員 増田 正美

- 7 書記名 副主査 斉藤 恒夫
- 8 事務局 事務局次長 秋元 学事務局次長補佐 田村 敏一
- 9 会議目次

▲開会 午後2時13分

○水代議長 それでは、ただ今から平成30年第6回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますので、会議は 成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より2名出席していることをご報告いたします。

なお、1番 鈴木委員から欠席の旨届出がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、 議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

〇水代議長 異議なしと認めます。

2番 金子委員、3番 中嶋委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。秋元 次長。

◎秋元次長 それでは、お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧いただきたいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第23号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」までの3議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第13号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第15号「専決処理の報告について」まで報告させていただきたいと思います。

説明は、以上です。よろしくお願いします。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

- **○水代議長** なしと認めます。
- 〇水代議長 これより議事に入ります。

議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第21号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成30年6月11日提出

権利者は、流山市大字平方の方で、職業は兼業農家の方です。

申請がありました土地は、流山市平方の田3筆及び畑5筆、合計面積は5,125平方メートルです。

申請事由ですが、農業後継者育成のため贈与するものです。

議案案内図につきましては、1ページと2ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農地法第3条許可申請は、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 〇水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。 小倉委員長。
- ◎小倉委員長 議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は1件であります。

本案については、現地調査及び関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。 申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の西約1.3キロメートルに位置している畑5筆、及び東武線江戸川台駅の西約2キロメートルに位置している田3筆で、合計面積は5,125平方メートルであります。

申請理由は、農業後継者育成のため贈与するものであります。

申請地の田及び畑は、投影している写真のとおりで、田については田植え済み、畑については作付けされていない状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約0.5~クタールで、農業従事者は3名です。

現在、作付けされていない畑について、小委員会の際に、委員から野菜を作付け する旨要請したところ、譲り受け後は、申請地の畑も含め、引き続き耕作を続けていき たいということでございました。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること。また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

〇水代議長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

- ◆7番(吉田会長職務代理) 譲受人は何歳ですか。
- ◎小倉委員長 65歳です。
- ◆10番(小嶋委員) 譲渡人は
- ◎小倉委員長 母親で88歳です。現在、3人で農業に従事しているということです。

〇水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

〇水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第21号については、原案のとおり許可すること に決定いたしました。

ありがとうございました。

〇水代議長 次に、議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といた します。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第22号 農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

平成30年6月11日提出

権利者は、流山市大字南にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市中野久木にあります田1筆で、面積は1,031平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により10年間で、移転の原因は、賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、3ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

- **〇水代議長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。 小倉委員長。
- ◎小倉委員長 議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。 今月の案件は、新規が1件であります。

本案については、新たに10年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で、年齢は56歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は300日以上であります。

申請地につきましては、写真のとおりで、田植え済みの状態でありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 はい、ありがとうございました。これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

〇水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第22号については、承認することに決定いたしました。

○水代議長 次に、議案第23号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第23号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成30年6月11日提出

はじめに、本案につきましては、市街化区域内にある生産緑地の指定を受けている 農地について、今まで農作業を中心に行っていた方の死亡を理由に農業の継続が 困難になったため、今回買取り申出の際に必要となる主たる従事者証明願の提出が あったものです。

申請者は、流山市市野谷にお住いの方であります。

申請がありました土地は、流山市市野谷にあります畑1筆、面積1,212平方メートルで、現在、土地区画整理事業中の土地であり、仮換地面積は700平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、夫で、夫の死亡を原因に、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものです。

また、この案件の議案案内図につきましては、4ページにございますので、併せて ご参照ください。

今月の生産緑地に係る主たる従事者証明は、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

- **〇水代議長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。 小倉委員長。
- ◎小倉委員長 議案第23号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」ご報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。 はじめに、申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地につきま しては、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の西約500メートルに位置してお り、新市街地地区一体型特定土地区画整理事業区域内の土地でございます。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の夫です。申請地が仮換地指定される以前は、年間200日程度、農業に従事していたということです。

しかし、この方が平成28年12月に亡くなり、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、使用収益が開始されたとしても農業経営は不可能であるため、相続人である申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおりで、現在、区画整理造成工事中であり、使用収益が停止中の状態でした。

また、生産緑地から解除された場合の利用計画についてお聞きしたところ、将来的に宅地としての土地利用を予定しているとのことでした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が亡くなる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が死亡したことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。)

〇水代議長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

〇水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、挙手、全員であります。よって議案第23号につきましては、証明することに 決定いたしました。

- 〇水代議長 次に、報告第13号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。秋元次長。
- ◎秋元次長 議案書の5ページをご覧ください。

報告第13号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成30年6月11日報告

斡旋依頼がありました土地は、流山市駒木の畑2筆、合計面積は2,500平方メートルで、本年2月総会の議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」でご承認をいただきました方の農地であります。

議案案内図につきましては、5ページにございますので、ご参照ください。

次に、買取り希望価格につきましては、記載のとおりであり、今後、買取り申出から

3か月後の平成30年7月1日までに買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることになります。

今月の生産緑地買取り申出についての報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

- **○水代議長** ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。 (なしの声あり)
- 〇水代議長 特にないようですので、次に進みます。

次に、報告第14号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。 秋元次長。

◎秋元次長 議案書の6ページをお開きください。

報告第14号 転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

平成30年6月11日報告

1番につきましては、昨年10月の総会で審議がなされ、同年10月31日付けで、許可となった案件です。

案内図及び計画図につきましては、議案案内図の6ページと7ページにございます。

また、本件につきましては、先月7日、岡田委員、小嶋委員、石井委員、中嶋委員 に、ご確認をいただきました。

続きまして、2番につきましては、昨年6月の総会で審議がなされ、同年6月30日付けで、許可となった案件です。

案内図及び計画図につきましては、議案案内図の8ページと9ページにございます。

また、本件につきましては、委員改選前の旧第2小委員会で審議されました案件の ため、先月18日、小林委員、秋元委員にご確認をいただきました。

最後に、現地確認した際の写真につきまして、スライドにしておりますので、併せて ご参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上の2件です。

よろしくお願いいたします。

- **○水代議長** ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。 (なしの声あり)
- **〇水代議長** 特にないようですので、次に進みます。

次に、報告第15号「専決処理の報告について」報告を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の7ページをご覧ください。

報告第15号 専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理し

たので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月11日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出は、3件、4筆、面積1,987平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の8ページをお開きください。

2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出は、79件、1,699筆、面積986,182.68平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が1件、その他の建物施設用地が2件の計3件の 届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が17件、マンションの区分所有が58件、工鉱業用地が1件、その他の建物施設用地が3件の計79件の届出がありました。

今月の専決処理の報告は、以上です。よろしくお願いいたします。

- **○水代議長** ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。 (なしの声あり)
- **〇水代議長** 特にないようですので、次に進みます。
- ○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成30年第6回流山市農業委員会総会を終了いたします。 慎重審議をいただき、ありがとうございました。

△閉会 午後2時35分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。 平成30年6月11日